

秩父市農業委員会 令和6年 第3回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和6年3月22日(金) 午後2時02分
- (2) 閉会日時 令和6年3月22日(金) 午後4時13分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 23名(農業委員11名、農地利用最適化推進委員12名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	新井 範	出席		第1 区域	今井 和美	出席
2番	○吉川 稔	出席			松澤 眞一	出席
3番	青野 孝司	出席		第2 区域	栗原 恒明	出席
4番	黒田 昭雄	出席			関根 正男	出席
5番	長谷川 玲	欠席		第3 区域	田口 徳行	出席
6番	◎横田 友	出席			小久保 健司	出席
7番	豊田 恵男	出席	●	第4 区域	齊藤 稔	欠席
8番	黒沢 昌治	出席	●		富田 典孝	出席
9番	○新田 恭一	出席		第5 区域	新井 明弘	出席
10番	芦田 希美	出席			新舟 文男	出席
11番	富田 博明	出席			岡田 英幸	出席
12番	井原 愛子	出席			高田 忠一	出席
13番	新井 一雄	欠席		第6 区域	木村 誠司	出席
					木村 雄一	欠席

◎印 農業委員会長 ○印 会長職務代理者 ●印 議事録署名人

4 議事日程

日程第1 開会・開議

日程第2 議事日程の報告

日程第3 総会成立の報告

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 諸報告

日程第6 審議議案の報告

日程第7 議案審議

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)

議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について (9件)

議案第13号 農用地利用集積計画の決定について (2件)

議案第14号 農用地利用促進計画の意見について (4件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

5 農業委員会事務局職員

職 名	氏 名	備 考	職 名	氏 名	備 考
事務局長	江 田 直 人		主 幹	小 川 英 孝	書記
参 与	宮 前 房 男		主 任	川 上 僚 太	書記
主 幹	千 島 修		主 査	笠 原 信 之	
主 事 補	見 澤 俊 亮				

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（横田 友会長） ただいまから、秩父市農業委員会 令和6年第3回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（横田 友会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（横田 友会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

江田事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中11名、農地利用最適化推進委員は、14名中12名です。

議長（横田 友会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（横田 友会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

7番 豊田 恵男 委員 及び 8番 黒沢 昌治 委員、以上、お二人をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（横田 友会長） 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をいたさせます。

江田事務局長 本日付け、報告文書をご覧ください。

1 通知書の受理についてです。

番号1から4はすべて農地法第18条第6項の規定による合意解約に伴う通知書についてとなりますが、番号1と2につきましては同じ地番でして、売買をするための合意解約とのことでございます。合意が成立した日、および土地の引き渡しの時期それぞれ令和6年2月29日となっております。同日付で通知書が届いております。

番号3と4につきましても、どちらも耕作者からの申し出による合意解約とのことでございます。合意が成立した日、および土地の引き渡しの時期それぞれ令和5年10月31日となっております。同日付で通知書が届いております。

以上でございます。

農作業経験は●●年ありますが所有権等を有する農地は無く、ご夫婦での新規就農を予定しています。

作付計画では、●●、●●●●●、●●●●・●●●●等を栽培する計画です。

耕うん機1台所有し、就農は可能であると見受けられます。

現地を確認したところ、露地野菜が栽培されておりました。

説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

1 1 番 富田 博明委員 1 1 番 富田です。番号1について意見を申し上げます。

先日、富田推進委員と事務局とで現地を確認しました。

2筆のうち面積が小さいほうですが、こちらは道路に面していますが、段差があり道路からの乗り入れはできない状況です。

後から聞いた話ですが、隣接する土地の所有者の了解を得て出入りするとのことでした。

もう一つの筆については、昨年まではそばを作付けしていたところでした、耕作的には問題ないと思います。

ただ譲受人は所沢に住所があり、実家はすぐ近くですが住まれていないとのことで、週に2、3回こちらに来て耕作をされるとのことです。

他の耕作地もお持ちで今回経営規模拡大とのこと、実際耕作がどこまで行えるのか気になるころではありますが、農業委員として見守って行きたいと思います。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

4 区 富田 典孝推進委員 4 区の富田です。

お話のあったとおり譲受人は遠方に住んでいるということですが、現在一反部程耕作され今回は三反部ほど取得されるそうです。

書類上は何ら問題ないと思いますが、遠方に住んでこちらに通われるとのことで、正直少し心配な面もありますが、期待を込めてぜひがんばっていただきたい、と考えます。

推進委員として協力できることはしていきたいと思います。

以上です。

1 番 新井 範委員 1 番 新井です。番号2について意見を申し上げます。

事務局、今井推進委員と現地を確認しまして、キレイに耕作されておりました。

すぐ隣に譲受人が住んでおまして、新規就農となっておりますが以前から耕作をしており、今回譲渡していただけることとなったそうです。

実際、一生懸命耕作していることを確認しており、特に問題はないと思います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

1 区 今井 和美推進委員 1 区推進委員の今井です。

先日新井委員と事務局とともに現地を確認しました。

すでに一部に●●が植えてありまして、その周りもキレイに耕してありまして、おそらく●●●●●でも植えるのではと思いました。

自宅も隣とのことで特に問題ないと思います。

ご審議よろしく願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

7 番 豊田 恵男委員 7 番 豊田です。

番号1ですが、遊休農地が減るということで反対ではないのですが、作付けする品種を改めて教えてもらえますか。

事務局（川上主任） ●●、●●●●、●●、●●などを計画しているとのことでした。

7 番 豊田 恵男委員 ●●など、時期的に収穫しきれず大きくなりすぎることにものなりそうですが、

致し方ない、ということになりますか。

事務局（川上主任） 計画上は先ほど申したような内容となっております。

7番 豊田 恵男委員 がんばって通っていただき、大きくなり過ぎないように収穫していただきたい
と思います。

8番 黒沢 昌治委員 8番黒沢です。小さいほうの畑ですが水はけの悪いところなので、作物はな
かなか取れないのではと思います。

土地改良したところなのでやむを得ないと思いますが、なんとか耕作してもらいたいと思
います。

9番 新田 恭一委員 9番 新田です。譲受人の方の年齢は何歳ですか。また、定年退職してこ
ちらに戻られるなど、今後どのように耕作していく考えがあるのかお聞きしたいと思
います。

事務局（川上主任） 年齢は●●歳、まだ現業、●●●●●をされているそうです。

耕作日数に関しては、今後農地パトロール等で注視していきたいと考えます。

議長（横田 友会長） 他に質疑 または 意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案11号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

議案第12号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （9件）

議長（横田 友会長） 次に、議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題
といたします。

事務局（川上主任） 私からは、番号1から4について説明いたします。

まず番号1ですが、申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●●● 畑 2筆 ●●●m²で、平成●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●から南東●●●m付近に位置し、立地の基準につきましては、市街
地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用目的は、駐車場です。

申請事由について説明します。譲受人が申請地付近の中古住宅を譲渡人から購入し賃貸経営
を計画しましたが、中古住宅に駐車スペースがないため、この度申請地を買受け中古住宅の駐
車場として活用したいとして申請されました。計画では自己用車両2台、来客用車両2台を駐
車する予定です。

申請地は昭和●●年に譲渡人の父が住宅用地として農地転用の手続きを行い、許可が交付さ
れておりますが、許可後に土地の整地のみ行い住宅を建築しないまま更地の状態で地目も畑
のままとなっております。

今回、土地の所有権移転を行おうとしたところ、登記地目が畑のままであり、住宅が建っていない状況では過去の農地転用許可を基に所有権移転と地目変更を行うことができないことが発覚したため、改めて農地転用の手続きを行うこととなりました。

なお、当時許可を受けた譲渡人の父は既に亡くなっており、転用後に住宅の建築を行わなかった詳細な経緯は不明であり、本申請にはその旨が記載された理由書が添付されています。

権利の種類は所有権で資金計画は整っており、隣接地に農地はなく、耕作者の承諾書が必要となる土地はありません。

現地を確認したところ、更地の状態でした。

次に番号2について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●● 字 ●●●● 畑 2筆 ●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●から南西●●●m付近に位置し、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は、駐車場です。

申請事由について説明します。

この度、自宅の駐車スペースが狭いことを理由に譲受人が自宅周辺で駐車場を探していたところ、農業経営を行う意思がない譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

計画では自家用車両2台、来客用車両2台を駐車する予定です。

申請地は昭和●●年に譲渡人の父が住宅用地として農地転用の手続きを行い、許可が交付されておりますが、許可後に住宅を建築しないまま不耕作地の状態で地目も畑のままとなっております。

今回、土地の所有権移転を行おうとしたところ、登記地目が畑のままであり、住宅が建っていない状況では過去の農地転用許可を基に所有権移転と地目変更を行うことができないことが発覚したため、改めて農地転用の手続きを行うこととなりました。

なお、当時許可を受けた譲渡人の父は既に亡くなっており、転用後に住宅の建築を行わなかった詳細な経緯は不明であり、本申請にはその旨が記載された理由書が添付されています。

権利の種類は所有権で資金計画は整っており、隣接地に農地はなく、耕作者の承諾書が必要となる土地はありません。

現地を確認したところ、不耕作の状態でした。

次に番号3について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●● 字 ●● 畑 4筆 ●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●から南東●●●m付近に位置し、立地の基準につきましては、

中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅です。

申請事由について説明します。

譲受人は現在妻の実家に居住しており、家族が増え手狭になってきたため、妻の父が所有する実家から近い申請地に自己用住宅を建築したいとしてこの度申請されました。

申請地の一部は、既に実家への進入路と周辺土地の雨水排水を目的とした水路として利用されていますが、これは過去に前面の県道を拡幅した際に作られたものであり、今回自己用住宅と併せて農地転用を行い是正します。

なお、当該申請地については、農業振興地域の農用地でしたが、除外手続きを行っており、令和●年●月●日付で手続きが完了しています。

権利の種類は使用貸借権で、資金調達計画は整っています。

また、隣接農地は譲渡人が所有しており承諾書が必要となる農地はありません。

現地を確認したところ、保全管理されている状態でした。

次に番号4について説明します。議案書の3ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●字 ●●●畑 4筆 ●, ●●●㎡で、令和●年に農地法第3条の許可を受けた後に売買により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●から南●, ●●●●m付近に位置し、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は農地改良です。

申請事由について説明します。

譲受人は令和●年に申請地を取得した後、申請地で耕作を試みましたが、土壌が耕作に適さず作物を育てることができませんでした。

そのため、この度耕作に適した土を運び入れ、農地改良を行いたいとして申請されました。

本申請は、面積が1,000㎡以上、工事期間が1か月以上の農地改良であるため一時転用の扱いとなります。

手続き上、農地改良を目的とした農地転用は、農地改良の工事を行う施工業者が譲受人となり、土地所有者が譲渡人になります。許可後は譲受人が工事期間中に申請地を借りて工事を行い、工事完了後に譲渡人へ返却され耕作を行う流れとなっています。

工事計画としては、申請地に●●cmの盛土を行い、県が定める農地改良等の取り扱いに関する要綱に則り、隣接道路及び土地との間に素掘り側溝、セットバック並びにのり面を設ける予定です。

農地改良後は譲渡人がお茶を栽培する予定です。

また、農地改良を目的として農地転用を行う際は、譲渡人が所有及び利用する農地に違反並びに不耕作地がないことを確認する必要がありますが、令和5年度の農地利用状況調査の結

果は全て耕作の状態となっています。

権利の種類は使用貸借権で、資金調達計画は整っています。

また、隣接農地所有者からは承諾書が添付されています。

現地を確認したところ、保全管理されている状態でした。

説明は以上です。

事務局（小川主幹） まず番号5について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●● 字 ●● 畑 1筆 ●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●の南東側約●●●m離れた場所に所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅でございます。

申請事由につきまして、申請人は、●●のアパートに居住しておりますが、手狭になってきたため、実家のある秩父市内に自宅を建築したいと申請されました。

隣接耕作者の同意書が添付されております。

現地は、不耕作地でございます。

次に番号6番について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●● 字 ●●● 畑 1筆 ●●●㎡ で、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●の交差点の南西約●●●m離れた場所に所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅でございます。

申請事由につきまして、申請人は、黒谷に住所がございしますが、これは子どもの通学の関係で住民票を移したとのことで、実態としては、横瀬町のアパートに居住しております。

子どもの成長とともに、手狭になってきたため、実家に隣接する申請地に自宅を建築したいと申請されました。

隣接耕作者の同意書が添付されております。

現地の一部には、屋根付きの駐車場が設置されており、始末書が添付されております。

次に番号7、8番については、まとめて説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

番号7番の申請地は ●● 字 ●●● 畑 1筆の一部 ●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

議案8番の申請地は、●● 字 ●●● 畑 2筆の一部計●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●●●●●の北、約●●●～●●●m離れた場所に所在する土地で、立

地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、送電用鉄塔立替工事用の工事用地でございます。

立替する鉄塔は昭和●●年に建設された高経年設備であるため、電力安定供給を目的に鉄塔の立替工事を実施する計画がございます。

そのための工事車両や倉庫、会議室等にするため、申請地を賃借し、一時転用して利用したいと申請されました。

一時転用の期間は●●か月です。隣接耕作者の同意書が添付されております。

現地は、農地として保全管理されており、工事終了後は原状回復を行うとのことです。

最後に番号9番について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●● 字 ●●● 畑 1筆 ●●●㎡ で、平成●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●●●の東側、約●●●m離れた場所に所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、資材置場でございます。

申請事由につきまして、申請人は、黒谷に事務所があり工務店を営んでおります。

この度申請地の贈与を受けて、建築用足場材を置く計画です。

現地は、不耕作地であり、段差もありますので、農地や宅地としての利用は難しい土地だと見受けられました。

以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番 吉川です。番号1と2について意見を申し上げます。

概要については、先ほど事務局の説明のとおりです。

まず番号1ですが、以前に自己用住宅用地として許可を取っていましたが、建築せずずっと放置した状態でありました。

農地パトロールの対象外でしたので、状態を確認していませんでしたが、今回奥に中古住宅を購入することとなり、申請地を駐車場として使いたいということで、やむを得ないと思います。

次に番号2ですが、こちらも番号1と全く同じです。

異なるところは、こちらは近所の方が駐車場として使いたいということです。

現地を確認した時に、道と段差がありちょっと気になるねと事務局と話をしましたが、それ以外は特に問題ないと思います。

皆さまのご審議、よろしく願いいたします。

11番 富田 博明委員 11番 富田です。番号3と4についてお話しします。

概要は事務局の説明のとおりです。

番号3については、県道から譲渡人の自宅に向かう途中の進入路の脇が申請地として、譲受人の娘さんの旦那さんが、自己用住宅を建てるとのことです。

申請地と隣接道路とは高低差があり直接入り込めないとのことで、脇を回り込んで進入することになると思います。

現在は保全管理状態で、特段問題ないと思います。

番号4ですが、こちらは譲渡人、譲受人が同一人物として、ゴルフ場に向かう道路の右脇が申請地で、航空写真では高低差が分かりにくいのですが、かなり傾斜地になっています。

申請では●●cmほどの盛り土の計画ですが、傾斜地なので流れ出ないか懸念としてあります。

斜面にどう盛るのか、注視しなくてはと思います。

お茶の植栽とのことですが、今の状態でもできる気もするのですが。

いずれにしても土が流れ出ないような対策をどのように行うのか、気になるところであります。

ご審議よろしくお願ひいたします。

3番 青野 孝司委員 3番 青野です。番号5について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。

現地を確認したところ当該農地は不耕作の状況にありました。

譲受人はふるさとに戻ってきて実家近くにマイホームを建てたいとのこと。

宅地化が進んでいる地域でもあることから、やむを得ないと感じました。

以上、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

12番 井原 愛子委員 12番 井原です。番号6について説明します。

概要は事務局説明のとおりになります。

当該農地はすでに車庫が建っていたり、花壇や物干しスペースのような状態となっており、農地として使用していませんでした。

隣接地に実家があり、子どもの成長とともに住宅を建設をしたいとのことで、やむを得ないのではと思います。

また、隣接農地1件の承諾書も添付されており問題ないと思います。

ご審議よろしくお願ひいたします。

9番 新田 恭一委員 9番 新田です。番号7から9について意見を申し上げます。

概要は小川主幹の説明のとおりで、まず番号7ですが、鉄塔の建て替えとのことで、現在の鉄塔の場所と少し離れていますが、近隣に適当な土地がないということで、一時転用して使用したいとのことであります。

番号8についても一時転用で工事用の資材や車両を置きたいとのことです。

東京電力の電波法にからむ案件となるようでございます。

番号9ですが、現在は●●のほうに資材置場があり、そこが手狭になったための申請とのこと。

土地につきましては、段差があったりお墓があったりで、畑として復興する見込みはほとんどないと思いますので、やむを得ないと思います。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

8番 黒沢 昌治委員 8番黒沢です。

番号4の盛り土の件ですが、現地はけっこう斜面なんですけど、雨でも降ると土砂が流れ出すと思うんです。

土留めでも作ったほうがいいのではと思います。

この先に県道がありますが、そこまで行ってしまうと大変なことになるのではと心配です。

事務局（川上主任） 申請者に聞いたところ斜面に沿って均等に●●cm程度ならすとのことで、農地改良の県の要綱では隣接地よりセットバックして素掘り側溝を設けて法面を設けることとなっており、申請者からはその基準に合うような計画をいただいております。

今回傾斜地とのことで、事前に県に傾斜地の盛り土について確認したところ、要綱に則り隣接地から30cm以内で法面等を設けていけば問題ないとの回答をいただいております。

詳細は県と調整を図りながら勧めていきたいと思いますが、土留めを設置するよう指導できるかどうか県と相談したいと思います。

それから面している道路はゴルフ場に向かう私道でして、現地調査をしているときもゴルフ場を利用される車が多く往來していましたので、通行量は多いのではと思います。

道の安全も考えながら県と相談していきたいと思います。

7番 豊田 恵男委員 7番豊田です。

隣接地の隣の家なんですけど、私の記憶では以前台風が来た時に、土砂が流れ込んだ家だったと思います。

そのあたりはそういう場所なんです。以上です。

事務局（川上主任） 補足ですが、その家の方が以前この申請地を所有していて、現在は老人ホームに移られていて、空き家の状態のようです。

3区 小久保 健司推進委員 3区の小久保です。

番号1と2で確認ですが、最初に転用の許可が出たのが昭和●●年と説明がありましたが、転用許可後どのくらいの期間で地目変更をしなければならないのですか。

事務局（川上主任） 許可後、住宅が完成したのち速やかに地目変更すべきだと思いますが、今回の場合はそもそも家を建てていませんので、地目変更も行えなかったと考えられます。

3区 小久保 健司推進委員 となると1年以内に地目変更することになりますか。

事務局（川上主任） 一般的には建てたら速やかに行うべきと考えます。

3区 小久保 健司推進委員 計画が遅延したとき、例えば体調不良等で5年くらい遅れたとなった場合は、許可を取り直すことになるのですか。

事務局（川上主任） 転用許可を受けた後は、一定期間ごとに進捗状況報告をしなければなりませんので、何らかの遅延事由があった場合はその都度報告をいただくことで、申請し直すことにはならないと思います。

ただしあまりにも建てられない期間が長いとか、そもそも家を建てられないとなったときは、申請者さんから許可の取り消しを出していただくことになろうかと思ひます。

5区 新舟 文男推進委員 5区の新舟です。先ほどの地目変更の件ですが、家を建てる前に地目変更することはないんですか。

事務局(川上主任) 自己用住宅の場合、地目が“宅地”となると思いますが、法務局では現地に家が建っている状態をもって“宅地”と判断し地目変更することになると思いますので、家を建ててからの地目変更となります。

1番 新井 範委員 1番新井です。

私も個人的に埋め土の手続きを行っているのですが、番号4については土留めをしないと流れ出てしまうと思うんですよ。

ですので、土留めを行うという付帯条件を付けないと許可が出せないんじゃないですか。

事務局(川上主任) 農地法の観点から申し上げますと、先ほどお話ししたとおり計画が基準に合っているかが問われると思います。土留めについては県と打合せをしながら勧めたいと思います。

それと、面積・規模的に生活衛生課との協議が必要となりますので、確認したいと思います。

1番 新井 範委員 平らなところや低いところに埋めるなら分かるんですが、ここは傾斜地じゃないですか。このままでいいとは理解できないんですよ。

事務局(川上主任) 議長、休憩をお願いします。

議長(横田 友会長) 暫時休憩します。

・・・休憩・・・

議長(横田 友会長) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

事務局(川上主任) それでは、委員の皆さまから土砂の流出について心配とのご意見を複数いただきましたので、「土砂の流出等、周囲に悪影響を及ぼさないよう対応することという条件を付して県に進達する」ということでいかがでしょうか。

5区 新舟 文男推進委員 5区新舟です。

先ほどお茶を植えるとのことですが、どのような土を入れる予定なのですか。

事務局(川上主任) 計画では、現在の土が粘土質なので赤土等を入れてお茶栽培に適した状態にするとなっています。

5区 新舟 文男推進委員 お茶を植える場所だけでなく全体的に入れるということですか。

事務局(川上主任) 計画では全体的に入れるとなっていて、搬出先は東京都・・・。

(「県外からの土砂の搬入はできないのでは」との声有り)

事務局(川上主任) 議長、休憩をお願いします。

議長(横田 友会長) 暫時休憩します。

・・・休憩・・・

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

事務局（川上主任） 農地法上は土砂の搬出先の制限はありませんが、市の条例の担当部署とも協議していますので、おそらくそちらのほうで支障が出るのではと思います。

1番 新井 範委員 思うのですが、今回、市の条例が整ってから、こちらに申請されるべきだったのではないですか。

事務局（川上主任） 議長、休憩をお願いします。

議長（横田 友会長） 暫時休憩します。

・・・休憩・・・

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

事務局（川上主任） それでは先ほどの条件に、「関係部署との調整が整っていること」という条件を付すことでいかがでしょうか。

（「よろしいのでは」との声有り）

議長（横田 友会長） 他に質疑 または 意見はありませんか。

7番 豊田 恵男委員 傾斜地にお茶を植えるということですので、どのように植えるのか、設計図的な資料を付けてもらったらどうですか。

事務局（川上主任） 添付資料として作付計画書を提出いただいておりますが、その中には傾斜地への対応の記載はありません。

委員のおっしゃるような資料を提出いただくよう申請者に伝えたいと思います。

3区 小久保 健司推進委員 お茶って、植えてから収穫するまでに何年くらいかかるのですか。

議長（横田 友会長） 苗木の大きさにもよりますが、3年から5年はかかると思います。

1番 新井 範委員 私の場合は、現在生活衛生課との協議中なのですが、その協議が整ってから、転用の手続きに進むものだと思っていました。

今回の申請はまだ生活衛生課とは協議中にもかかわらず、転用の申請が出ているとのことでおかしくないですか。

事務局（川上主任） 議長、休憩をお願いします。

議長（横田 友会長） 暫時休憩します。

・・・休憩・・・

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

事務局（江田事務局長） それでは新井委員さんのご質問にお答えします。

本来、転用の申請と埋め土の手続きとどちらが先かという決まりはありませんが、今回の場合、本日条件を付して県に進達したとしても、生活衛生課の協議が整わなければ県の許可はおそらく出ないと思います。

つまり、一定期間県で保留となると思います。

新井委員さん個人の案件につきましては、農業委員というお立場もあると思われましたので、

生活衛生課との協議が整ってから転用の申請をされたほうが、県での保留とはならず許可までスムーズに話が進むのではと思い、私が事前に新井委員さんにご相談をさせていただきました。

それから、条件を付す件ですが、まとめますと「土砂の流出等、周囲に悪影響を及ぼさないよう対応すること」に加え「関係部署との調整が整っていること」も条件に付すということで、番号4については事務局として採決をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（横田 友会長） 他に質疑 または 意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

それでは番号4については条件を付すことで採決いたしますので、まず番号4以外についてお諮りいたします。

議案第12号 番号4以外について 賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

次に議案第12号 番号4について

「土砂流出の懸念があるため、周囲に悪影響を及ぼさないよう対応をすること、また、土砂の搬入先や土の質等の状況を含め関係法令を順守すること」

以上の条件を付して県に進達することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 賛成少数であります。よって、本案は許可を相当としないことに決しました。

暫時、休憩いたします。

再開は午後3時50分といたします。

・・・休憩・・・

議案第13号上程 農用地利用集積計画の決定について （2件）

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第13号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（宮前参与） 私からは番号1について説明いたします。

議案書5ページをご覧ください。

本案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和●年●月●日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会での審議が求められているものです。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受け

て、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

貸付けに係る土地については議案書をご覧ください。

申請地は、●● 字 ●●●他 畑 3筆 ●, ●●●m²となります。

土地の所在につきましては、案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●● から ●● に 約●●●m 付近にある農地です。

利用権を設定する期間は、令和●年●月●日から●●年間です。

本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、続く議案にて農用地利用配分計画を決定することとなります。

なお、現地を確認いたしましたところ、果樹園 (●) として利用されている状況でした。

説明は以上となります。

事務局 (小川主幹) 番号2について説明します。

本件も、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

貸付けに係る土地については議案書をご覧ください。

申請地は、●● 字 ●● 畑 4筆 計●, ●●●m²です。

土地の所在につきましては、案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●の東側●●●m付近にある農地です。

利用権を設定する期間は、令和●年●月●日から●●年間です。

本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、続く議案にて農用地利用促進計画を決定することとなります。

現地を確認いたしましたところ、●●●と●●●●を栽培されている状況で、一部普通畑もございました。

説明は以上となります。

議長 (横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

1 番 新井 範委員 1 番 新井です。番号1について意見を申し上げます。

先日事務局とともに現地を確認しました。

●が植えてあり、農地としてしっかりと管理されている状態でありました。

皆様のご審議よろしくお願いいたします。

1 区 今井 和美推進委員 1 区推進委員の今井です。

現地を確認したところ、新井委員さんのおっしゃったように●の木が植えてあり、枝の選定もされていて、切った枝も太さごとにきれいにまとめられていました。

何ら問題ないと思います。

ご審議よろしくお願いいたします。

1 2 番 井原 愛子委員 1 2 番 井原です。番号2について説明いたします。

先日田口推進委員と事務局とで現地を確認しました。

説明のとおり立派な●●●が植えられており、剪定もされキレイに管理されておりました。

北側の畑には●●●●が植えてあり、こちらもキレイに管理されている畑でした。
新たに借請される方がしっかり管理していただけるのではと思います。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

3区 田口 徳行推進委員 3区推進委員の田口です。

先日現地を確認いたしました。

4筆ともしっかり管理されており、●●●や●●●●がありました。

借主になる方は、所有者の方と数年前から剪定作業や生育過程をいっしょに勉強されてきた方ですので、関係は良好であり、今後経営していくことをは楽しみにしているのではないかと思います。

特段問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。

以上が、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質疑、意見等ございますか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田 友会長） 質疑等無しと認めます。以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第13号につきまして、市長からの申し出のとおり決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第14号上程 農用地利用促進計画の意見について （4件）

議長（横田 友会長） 次に、議案第14号 農用地利用促進計画の意見について を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（宮前参与） 議案書7ページをご覧ください。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用促進計画を定めるにあたり、令和●年●月●日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

このたびの配分計画に掲げられております農地は、先の議案第13号におきまして農用地利用集積計画を決定したもので、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申出がありました担い手に配分する計画です。

番号1の借受人は、NPO法人障がい者自立支援 自立工房 ●●●● で、配分を受けた後は、露地果樹の栽培を行う計画です。

別紙農地利用集積等促進計画（案）をご覧ください。賃借期間については、令和●年●月●日より●●年間、賃料は3筆合計で年額●●, ●●●円です。

なお、それぞれの計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

説明は以上です。

事務局（小川主幹） 番号2について説明をいたします。

本件は、番号1と同様、秩父市が農用地利用促進計画を定めるにあたり、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。

対象農地は、先の議案第13号におきまして農用地利用集積計画を決定したもので、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、担い手に配分する計画です。

借受人は、議案書記載のとおりで、配分を受けた後は、引き続き、●●●と●●●●、野菜の栽培を行う計画です。

権利の種類は使用貸借で、期間については、令和●年●月●日より●●年間となっています。

本計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

以上です。

事務局（江田事務局長） 私からは番号3と4について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用促進計画を定めるにあたり、令和●年●月●日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

このたびの促進計画に掲げられております農地は、先月の定例総会の諸報告にてご報告した、耕作者変更のための合意解約ののち、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申出がありました担い手に配分する計画です。

議案書8ページ、番号3の借受人は、秩父市蒔田の●●●●さんで、配分を受けた後は、●●の栽培を行う計画です。

権利の種類は賃貸借で、期間については、令和●年●月●日より●年間となっています。

続いて、9ページ、番号4の借受人は、秩父市蒔田の●●●●さんで、配分を受けた後は、●●の栽培を行う計画で、権利の種類は使用貸借、期間は、令和●年●月●日より●年間となっています。

先日豊田委員、栗原推進委員とそれぞれ現地を確認しましたが、耕作準備の状態でありました。

なお、本計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける方々との調整が整っており、適切であると判断しております。

以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

1番 新井 範委員 1番 新井です。番号1について意見を申し上げます。

先ほど議案第13号でもご説明しましたが、冬の剪定作業もしっかり行っておりキレイに管理されている状況でした。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

1区 今井 和美推進委員 1区推進委員の今井です。

番号1ですが、先ほどの議案第13号でもご説明したとおり、しっかり管理されている状態で、特に問題ないと思います。

ご審議お願いいたします。

12番 井原 愛子委員 12番 井原です。

番号2ですが、先ほどお話ししたとおりです。

借請人が●●地区在住とのことで、すでに現地で作業をされているとのことです。

なかなか担い手が見つからなかったとのお話を聞いていたのですが、今回見つかってよかったと思っています。

皆さまのご審議お願いいたします。

3区 田口 徳行推進委員 3区推進委員の田口です。

先ほど申し上げましたが、担い手の方が引き受けていただきましたので、所有者の方も病気を患い農作業ができない状況でしたが、いい担い手が見つかって良かったと話を伺いました。

よろしく願いいたします。

7番 豊田 恵男委員 7番 豊田です。

番号3と4について説明いたします。

先日江田事務局長と栗原推進委員とで現地を確認しました。

まず番号3ですが、今回の申請地を借受けて耕作をしていた方がその周辺でも耕作していたのですが、そんなに収穫しても必要ないということになり、申請地の東側で耕作していた申請人が地続きということもあり、今回借り受けることとなったという経緯です。

昨年も耕作していますので、管理については問題ないと思います。

番号4ですが、こちらの3筆は私の親類が耕作していたのですが、耕作する状況が難しくなり、地主が耕作できる人を探していたところ、今回の借請人が引き受けてくれたということですので。

何ら問題ありません。

期間が●年となっておりますが、●●年の契約の途中での変更でして契約を引き継ぎ残期間のため●年となっているようです。

なお、番号4の使用貸借については、地主の意向で賃料は要らないとなったようです。

ご審議よろしく願いいたします。

2区 栗原 恒明推進委員 2区推進委員の栗原です。

先日現地を確認したところ、保全管理されていました。

特段問題ないと思います。

ご審議よろしく願いいたします。

議長 (横田 友会長) ありがとうございます。以上が担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。
質疑、または意見はありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(横田 友会長) 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第14号 について、「農用地利用促進計画に対する意見はない」旨を 市長に答申する
ことに 賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長(横田 友会長) 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

日程第8 閉議・閉会

議長(横田 友会長) 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これをもって秩父市農業委員会 令和6年第3回定例総会を閉会いたします。